

請求人宛

様

恵庭市監査委員 橋場 誠



恵庭市監査委員 川股 洋



住民監査請求に基づく監査について（通知）

令和 6 年 1 月 24 日に受付した住民監査請求については、合議により次のとおり決定したので通知する。

本請求は地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号。以下「法」という。）第 242 条に規定する住民監査請求の要件を満たしていないと判断し、同条に基づく監査は実施しないことに決定した。

記

1. 本件請求の要旨

請求人から提出された恵庭市職員措置請求書及び事実証明書（以下「措置請求書等」という。）の内容から、本件請求の要旨は次のとおりと解される。

（1）「請求の対象職員」に関する事

請求人は、対象職員を恵庭市長としている。

（2）「請求の対象行為等」に関する事

恵庭市が、指定就労継続支援事業所（B 型）（以下「事業所」という。）における工賃未払いの事実を令和 5 年 12 月 1 日に把握していたにもかかわらず、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（以下「総合支援法」という。）に基づく調査、北海道知事への通知を怠ったとしている。

事業所からは、令和 6 年 2 月 19 日に北海道に廃止届が提出され、廃止となった。

（3）「当該行為等の違法・不当性」に関する事

請求人は、市は事業所による工賃の未払いを認識していたが、総合支援法が規定する調査（第 10、48 条）、北海道知事への通知（第 49 条）を行わなかった。その結果、総合支援法が規定する指定障害福祉サービスの基準を満たすサービス（第 43 条）が提供されていなかった

にも関わらず自立支援給付費が支払われ（第 29 条）、不正利得の返還（第 8 条）を求めることを行っていないとし、一連の不作為は市の責務（第 2 条）を果たさず、不当であるとしている。

（４）「市の損害」に関する事

請求人は、利用者に対する工賃が未払いの期間に対し支払われた自立支援給付費は、法令の定める基準を満たさず支払う理由がないことから、当該期間を対象期間とし、損害額であるとしている。

8 月、9 月、10 月分の工賃未払いが考えられ、訓練等給付費の支払いは 671,520 円、417,000 円、202,000 円の合計 1,290,520 円が損害額である。

（５）「講ずべき措置」に関する事

請求人は、講ずべき措置として、必要な調査を行った上で不正利得の返還請求（第 8 条）、北海道知事への通知（第 50 条 2 項）を行うべきとしている。

（６）「1 年以上経過している理由」に関する事

請求人は、措置請求書の提出が 1 年以上経過した理由として、令和 6 年 5 月に事業所の工賃未払いを元従業員から聞き、その後担当部署への対応を求めてきたとしている。当該事案は相当の注意力をもって調査しても知ることができなかったものであり、事案発生から 12 月までは担当部署への是正を求めており、一定の時間を要したことには正当な理由があるとしている。

2. 監査委員の判断

（１）住民監査請求の趣旨とその対象行為、請求期限

住民監査請求は、違法若しくは不当な公金の支出等があると認めるときは、これらを証する書面を添え、監査委員に監査を求め、普通地方公共団体の被った損害を補填するために必要な措置を講ずべきことを請求することができるとしている。（法第 242 条第 1 項）

請求は、当該行為のあった日又は終わった日から 1 年を経過したときはできない。但し、正当な理由があるときはこの限りではないとしている。（法第 242 条第 2 項）

（２）本件請求の適否

上記を踏まえ、本件請求の適否について検討、判断した。

請求人は、本請求において市が被った損害は、事業所の利用者に対する工賃が未払いの期間に支払われた訓練等給付費としている。市が最後に北海道国民健康保険団体連合会（以下「国保連合会」という。）に令和 5 年 10 月分を支払ったのは令和 5 年 12 月 15 日である。

本請求は令和 6 年 12 月 24 日であることから、法第 242 条第 2 項が規定する請求期限の 1 年を超えている。

次に、法第 242 条第 2 項の但し書き「正当な理由があるときはこの限りでない」について

は、請求人が、工賃未払いを把握したのが令和 6 年 5 月 27 日(事実証明書)で 12 月まで市に対し是正を求めてきた期間であり、監査請求には一定の時間を要したことから正当な理由があるとしている。

「正当な理由」の有無は、普通地方公共団体の住民が相当の注意力をもって調査した時、客観的にみて当該行為を知ることができたかどうか、また当該行為を知ることができたと解されるときから相当の期間内に監査請求をしたかどうかによって判断すべきものであるとされている。(最高裁昭和 63 年 4 月 22 日)

本請求の監査対象となる当該行為は、請求人が主張する工賃の未払いではなく訓練等給付費の支出であり、市予算に計上し議決されている。国保連合会への支払行為は総合支援法において規定されていることから、本市市民が相当の注意力をもって調査すれば把握できることから「正当な理由」には該当しないと考える。

また、請求人が主張する工賃の未払いと監査請求の時期についても、本請求まで概ね 6 か月要していることから「正当な理由」として該当するのは難しいと考える。

以上のことから、本請求は法第 242 条に規定する住民監査請求の要件を満たしていないと判断した。

以上